

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 September 2022

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 74

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 74 となる本号では、経済産業省によるスピンオフ税制の税制改正要望、UAE で現地雇用推進のため企業をサポートする新しい自国民化法を導入等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：経済産業省によるスピンオフ税制の税制改正要望

日本：国税庁が「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正を公表②
～金融取引に関する改正～

2. 豪州

オーストラリア：競争・消費者法及び消費者保護法における罰金額の引き上げ

3. 欧州

ドイツ：ソフトウェア開発業務に対する源泉税の取扱いに関する新たな通達

4. 中東

UAE：現地雇用推進のため企業をサポートする新しい自国民化法を導入

5. ESG/ Sustainability

タイ：工場に対する大気汚染物質排出の監視及び報告の義務拡大

米国：役員報酬と業績の関連性についての開示に関する Regulation S-K 最終改正案

EU：EUにおける再生可能燃料政策の動向

ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ベーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非こちらからご覧ください。

1. 日本

経済産業省によるスピノフ税制の税制改正要望

現行のスピノフ税制は、支配関係のない法人が行う、(a)営む事業を新たに設立する分割承継法人に対して移転する単独新設分割型分割、(b)完全子法人の株式を分配する株式分配についてのみ、(支配株主のない法人の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピノフは一の法人が単に独立した法人に分かれるだけで移転資産に対する支配が継続しているという考え方のもとに、)組織再編税制の枠組みの中で一定の要件を満たした場合に税制適格性を認めている。現行のスピノフ税制の下では、会社の一部門又は完全子会社のスピノフのみしか対象とはならない。

経済産業省は令和5年度税制改正要望において、スピノフは事業の売却先を必要とせず企業が主体的に行うことができ、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つであり、スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充として、「事業切り出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、一部持ち分を残したスピノフや完全子会社以外のスピノフについても円滑な実施を可能とするための税制措置を講ずる」ことを要望した。なお、経済産業省は、令和4年度税制改正要望においても同様の措置を要望していた。

令和4年度税制改正の議論の中で、完全子会社以外のスピノフはスピノフを行う法人とスピノフの対象会社が経済実体として一の法人とは言えず、組織再編税制の枠組みに組み込むことは難しいとして今後の検討の対象とはならなかった。一方で、一部持ち分を残したスピノフについては今後の検討事項とされた。

完全子会社以外のスピノフについては、上記理由により令和5年度税制改正の議論の中においても税制改正の対象又は今後の検討の対象となることは難しいものとする。他方で、一部持ち分を残したスピノフについて、現行の組織再編税制の枠組みにそぐわないということで、税制適格性を認められなかった理由である移転資産に対する支配の継続の基本理念がなくなれば、又は緩和されれば、例えば保有株式の大部分をスピノフし対象会社が持分法の適用除外となり、ほぼスピノフを行った法人と別法人となった場合などは今後スピノフ税制の対象となる可能性がある。この場合であっても一部持ち分を残した株式をどのようにするのか(スピノフを行った法人は株式を保有し続けることが可能なのか、将来的に売却等することが必要なのか)など、議論すべき点は多い。令和5年度税制改正で改正されるのか、引き続き今後の検討事項と整理されるのか、今後の動向に注目である。

[最初のページに戻る](#)

国税庁が「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部改正を公表② ～金融取引に関する改正～

2022年6月10日付で、国税庁は「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部改正を公表した。本改正は、主に①2017年OECD移転価格ガイドラインにおいて変更された第8章の費用分担契約、並びに、②2020年にOECDで承認され2022年OECD移転価格ガイドラインの第10章として盛り込まれた「金融取引に係る移転価格の側面」に関して、その内容の一部を反映した改正となっている。なお、本改正は本年3月4日から4月12日までのパブリックコメントを経たものであり、6月10日付で国税庁からは

「2022-2025年における税務紛争
展望（英語）」レポート発行の
お知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマックケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



「（別紙1）御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方¹」が公表されている。

本稿では②の金融取引の概要について取りあげることとする。

改正内容の概要

1. (3-15) 金融取引についての調査時の留意事項

「3-1 調査の方針」の柱書と同様に、OECD 移転価格ガイドライン 第一章の「D.1 商業上又は財務上の関係の特定」並びに「D.2 実際に行われた取引の正確な描写」の独立企業原則の適用のための方針を反映した文言が追加された。金融取引に係る移転価格上の問題の有無を検討する上で、「金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等」を把握することが出発点となることが明確化された。

(1)では、措置法通達 66 の 4 (8) -5 に掲げられている比較可能性の諸要素（すなわち、通貨、貸借時期、貸借期間、金利の設定方式（固定又は変動、単利又は複利等の金利の設定）、利払方法（前払い、後払い等の利払方法）、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因）に配慮することとされた。

(2)では、債務保証取引におけるその対価性の有無を検討する際の例として、「債務保証者の法的な責任を負っているか」並びに「債務保証等により当該他方の者の信用力が増しているか」を配慮することとされた。

(3)では、キャッシュプーリングにおける「相互作用による共通便益」の発生の有無が検討すべき事項として明確化された。

改正後 3-15 （アンダーライン部分が新設・改正部分である）

法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引その他の金融取引（以下「金融取引」という。）について調査を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、措置法通達 66 の 4 (3) - 3 に掲げる諸要素等に基づいて、当該金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無を検討する。

(1) 法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引について調査を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (8) - 5（金銭の貸付け又は借入れの取扱い）の諸要因に配慮すること。

(注)1 基本通達 9 - 4 - 2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。

2 国外関連取引において返済期日が明らかでない場合には、当該金銭貸借の目的等に照らし、金銭貸借の期間を合理的に算定する。

(2) 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等（一方の者による他方の者の債務の保証その他これに類する行為をいう。以下同じ。）について調査を行う場合には、当該債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びに当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響に配慮すること。

(注)債務保証等が法人又は国外関連者に与える影響について検討する場合には、例えば、債務保証等を行った一方の者が、当該債務保証等の対象である債務の主たる債務者である他方の者がその債務を履行しない場合に当該他方の者に代わってその履行を

¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000236785>

「グローバル・プライベート
M&Aガイド（英語）」発行の
お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



する法的な責任を負っているかどうか、当該債務保証等により当該他方の者の信用力が増しているかどうかを検討する。

(3) 金融取引に関連して、法人及び国外関連者が属する企業グループのキャッシュ・フロー、支払能力及び為替リスクの管理並びに資金の調達及び運用その他の財務上の活動（これらの活動に付随して行われる利害関係者間の調整、代理その他の活動を含む。）を当該法人又は当該国外関連者が行っている場合の当該活動の取扱いについて検討を行うに当たっては、3-10及び3-11の取扱いも踏まえて行うこと。

(注)当該活動を通じて移転される当該法人及び当該国外関連者の資金残高を含む当該活動に係る全体の状況に留意し、当該活動を通じて当該法人及び当該国外関連者が意図的に協調することにより生ずる当該企業グループ内の相互作用により当該法人及び当該国外関連者の支払うべき利息の減少又は受け取るべき利息の増加その他の便益（以下「相互作用による共通便益」という。）が生じているかどうかの検討も行うことに留意する。

2. (3-8) 金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項

本改正で最も実務に影響が大きい改正が、この新たに加わった3-8である。これまでは業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合においては、独立企業間価格の算定方法として、通貨、時期、期間等が同様の状況の下での、(1) 非関連者から借手への利率、(2) 非関連者から貸手への利率、(3) 国債等の利率の順に適用するという簡易的な手法（独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法）の適用が認められていた。しかしながら、今後はこのような簡易的な手法は適用できず、以下の3-15の(1)から(7)のポイントの通り、概ねOECD移転価格ガイドラインの10章の考え方が全面的に取り入れられ、独立企業間価格の算定へと改められた。

(1)では、通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素を考慮した「市場金利」を比較対象取引とすることができることが明確化された。

(2)では、信用力の比較可能性の検討においては、(i)信用格付けを用いることができること、(ii)企業グループに属している事実のみを理由とした「付随的便益」には対価性が無いこと、(iii)比較可能性分析においては、付随的便益を考慮後の格付けを用いることが明らかにされた。

(3)では、貸手としての能力・機能を十分に有さない場合は、リスクフリー利率等が比較対象取引として用いることができるとされた。

(4)では、スワップレート等の指標金利にスプレッドを加算したものを比較対象取引として用いることができることが明確化された。

(5)では、簡易的な方法として、実務において多くの納税者が行っていた銀行等から得た利率の見積もり情報を比較対象取引とする方法に関し、このような見積もり情報は現実に行われる取引である市場金利等には該当せず、独立企業間価格を算定する上で比較対象取引として利用することができないことが明確化された。

(6)では、債務保証料の算定方法として、(i)イールドアプローチ（すなわち、債務保証がない場合とある場合の利率の差）、(ii)被保証者のデフォルト率に基づくコストアプローチ、(iii)クレジット・デリバティブ取引のスプレッドを保証料計算の基礎とするアプローチが、例示として掲げられた。

(7)では、キャッシュプーリング等により生じた共通便益は独立企業原則に即して、適切に配分されているかどうか（例えば、各法人による共通便益の発

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



生に寄与した程度を推測するに足る要因に応じて配分されているかどうか）を検討する必要があることが明確化された。

改正後 3-15

金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合には、3-7による検討を踏まえ、次に掲げる事項に留意し、4-1に基づき金融取引の対価の額が最も適切な方法（措置法第66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。）により算定されているか検討する。

(1) 金融取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で当該金融取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること。

(2) 取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標（以下「信用格付等」という。）を用いることができること。

(注)1 例えば、金銭の貸借取引の借手が企業グループに属している事実のみを理由として、当該借手に当該事実がなかったとした場合の信用格付等と比較して高い信用格付等が与えられるときのように、取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付随的な便益（以下「付随的便益」という。）が生じている場合があるが、当該付随的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。

2 信用格付等を基に取引の当事者に係る信用力の比較可能性を判断する場合には、法人又は国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付等を基に判断するのではなく、付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付等を基に判断することに留意する。

(3) 例えば、金銭の貸借取引に係るリスクを管理するための能力を有していない、又は意思決定の機能を果たしていない、単に資金の提供を行うだけの貸手に対して借手が対価を支払う場合には、銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッド（一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得べき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。以下3-8において同じ。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。以下3-8において同じ。）が零の、又は概ね零に近い市場金利等（以下「リスクフリー利率」という。）を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること。

(4) リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いることができること。

(5) 非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しないこと。

(注) 法人が現実に行われる取引に依拠しない指標を用いて想定した取引を比較対象取引として国外関連取引に係る対価の額を算定している場合であっても、そのことのみをもって当該国外関連取引について措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合に該当することにはならないことに留意する。

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メールにてご連絡ください](#)。



(6) 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等については、例えば、次に掲げる事項を勘案して想定した取引を比較対象取引とすることができること。

イ 債務保証等の対象である債務の主たる債務者が、当該債務保証等が行われていないとした場合と当該債務保証等が行われた場合のそれぞれにおいて当該債務に係る債権者に対して支払うべき利息その他これに類する支払いに係る利率等の差

ロ 債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担すべき損失の額（当該債務の不履行が生ずる確率を勘案して算定される損失の額をいう。）の当該債務の額に対する割合

ハ 一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由（債務の不履行その他これに類する事由をいう。）が生じた場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッドのうち当該債務保証等の対象となる債務に係る信用リスクと同様の信用リスクに相当するもの

(7) 金融取引に関連する財務上の活動について独立企業間価格の検討を行う場合において、3-7(3)の検討により相互作用による共通便益が生じていると認められるときは、当該相互作用による共通便益の額が独立企業原則に即して当該法人及び当該国外関連者に適切に配分されているか検討する必要があること。

(注) 相互作用による共通便益の額が独立企業原則に即して法人及び国外関連者に適切に配分されているかどうかは、例えば、当該法人及び当該国外関連者それぞれの当該相互作用による共通便益の発生に寄与した程度を推測するに足る要因に応じて配分されているかどうかにより検討することができることに留意する。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

競争・消費者法及び消費者保護法における罰金額の引き上げ

2022年8月18日、オーストラリア連邦政府は、意見を公募するため2022年財務省法改正（競争及び消費者のための改革第1号）法案：更なる競争、より良い価格（以下、「本法案」）を公表した。本法案は、2010年競争・消費者法（CCA）第4章に基づく反競争的行為（カルテル行為、市場支配力の濫用、排他条件付取引等）やオーストラリア消費者保護法（ACL）違反に対して課される違反行為1件当たりの罰金の最高額を5,000万豪ドル以上へ大幅に引き上げることを企図している。

オーストラリアでは近年、競争法及び消費者法違反に対する罰則が急速に強化されている。とりわけ消費者法違反に関しては、本法案が成立した場合、5年内に違反行為1件当たりの罰金の最高額がおおよそ50倍にまで引き上げられることになる（2018年9月以前は、違反行為1件当たりの罰金の最高額は110万豪ドルであった）。本法案は、オーストラリアの競争法及び消費者法違反に対する罰則の継続的な強化の流れにおいて、重要かつ新たな一歩を示すものである。本法案の成立により、オーストラリアの罰則制度が、EUや米国といった主要な国際的法域の制度に沿った内容になるものと期待される。

罰金額の引き上げ

本法案は、CCA 違反及び ACL 違反に対する罰金の最高額を大幅に引き上げ、下記の中で一番高額なものを科すことを予定している。

- 5,000 万豪ドル（1,000 万豪ドルから引き上げ）
- 得られた利益の価格を裁判所が判断できる場合—その価格の 3 倍の額（変更なし）
- 得られた利益の価格を裁判所が判断できない場合—「違法売上期間」²における法人の「調整後売上高」³の 30%（違反にあたる作為又は不作为前の 12 か月間における法人の年間売上高の 10%から引き上げ）

また、個人による違反に対しては、罰金の最高額を現在の 50 万豪ドルから 250 万豪ドルに引き上げることが予定されている。

さらに、本法案では、CCA の第 4BA 章（ニュースメディア及びデジタルプラットフォームに関する義務的な交渉に関する法）及び第 11CA 章（電力産業）の違反に対しても同等の罰則を導入し、電気通信事業の法人及び個人に適用される第 11B 章の「競争ルール」違反に対する罰金の最高額の引き上げも予定されている。

留意点

2022 年 8 月 25 日、連邦政府により、本法案に関する短期間の意見公募期間が終了した。

本法案が議会で可決された場合、罰則の強化は、本法案が連邦総督の裁可を受けた翌日から施行される。この強化された罰則は、改正法の施行日以降に生じた違反に対してのみ適用される点に留意すべきである。

本法案は、オーストラリアの競争法を強化するという連邦政府の選挙公約である「より良い競争」の一部を実現するために提出されたものである。この選挙公約の一環として、連邦政府は、不公正な契約条項に関する罰金刑を導入するとともに、同国の消費者の権利を損なうような問題に関する調査を迅速に行うため、競争・消費者委員会内に「特別苦情申立て」制度を導入する改正案に対しても前向きな姿勢を示している。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

ドイツ

ソフトウェア開発業務に対する源泉税の取扱いに関する新たな通達

概要

非居住納税者が権利の使用権を付与することにより得た所得は、特にその基礎となる権利がドイツの恒久的施設（例：対価の支払者のドイツにおける拠点）において利用される場合、ドイツ所得税法（EStG）第 49 条第 1 項第 2

² 本法案において「調整後売上高」とは、オーストラリアの間接税域（同国の領域のうち、海外領土及び特定のオフショア地域を除いた領域）に関連して、法人又はその関連法人が製造した全商品の売上高の総計を意味する。

³ 「違法売上期間」とは、「調整後売上高」算定の基準となる期間を決定する概念である。「違法売上期間」は通常、作為、不作为又は違反が、生じ又は生じ始めた月の初日から開始し、法人が当該作為、不作为又は違反を止めた月の末日に終了する。「違法売上期間」の最短期間は 12 か月となる。

号、第3号、第6号又は第9号に関連する第50a条第1項第3号に従い、15.825%のドイツ源泉税の対象となる。

2022年8月2日付通達（以下、「通達」）において、連邦財務省は、ソフトウェア開発業務を提供する非居住者に対する2021年6月6日より後の越境支払について、ドイツ源泉税上の取扱いに関する見解を示した。2021年6月7日に発効した、ドイツ著作権法のソフトウェア著作権に関する規定の改正後、通達は待ち望まれていたものである。

通達は、以下を含め様々な納税者に関係する。

- ソフトウェア開発業務委託（グループ内委託研究開発契約に基づくものを含む）又はソフトウェア著作権の購入の対価として、ドイツ国外に所在する当事者に越境支払を行う又は行った、すべてのドイツ企業（潜在的な源泉徴収義務者として）
- ドイツのパートナーシップ、登録支店又はその他の事業用恒久的施設である一定の場所のために又はこれを通じて、ソフトウェア開発業務を調達する又は調達した、非居住納税者（例：ドイツ国外の企業）（潜在的な源泉徴収義務者として）
- 上記2項目のいずれかに該当する顧客にソフトウェア開発業務を提供する又は提供した、ドイツ国外に所在するソフトウェア開発者（潜在的な納税者として）

1. 背景

2021年6月6日まで、ドイツ著作権法は、ソフトウェア著作権について、著作者が一定の残存権利（不行使の場合の取消権及び著作者の継続参加権など）を保持する旨を規定しており、当該権利は価値毀損又は放棄の対象ではなかった。これらの権利に基づき、連邦租税裁判所は2018年、著作権の経済的購入は不可能であり、また、かかる契約に基づく支払は、たとえ排他的、普遍的及び恒久的な使用権が付与された（いわゆる「total buy-out（全面買取）」取引）としても、ドイツ源泉税の課税対象であるロイヤルティとして扱われるべきであるとした。しかし、2021年6月7日を発効日として、前述の残存権利がソフトウェア著作権に適用されなくなった。これはつまり、連邦租税裁判所により提示された、著作権の経済的購入が不可能であるとする2018年の判決理由が、2021年6月6日より後に締結された契約に基づいて開発されたソフトウェア著作権については、もはや存在しないことを意味する。

2. 主旨

著作権法改正を受け、通達は、ソフトウェア委託研究開発業務についてのドイツ企業による越境支払のうち、2021年6月6日の後に行われたものについては、当該ドイツ企業がソフトウェアの包括的、排他的及び取消不能の使用権及び実施権を期間の制限なしに付与されていることを条件として、ドイツ源泉税を課すべきではない旨を確認している。この基準は、ソフトウェア開発業務の提供に関する契約が、雇用契約（*Dienstvertrag*）であるか請負契約（*Werkvertrag*）であるかを問わず適用される。さらに、同一の基準が、既存のソフトウェア著作権の売買契約（*Kaufvertrag*）にも適用される。

しかしながら、その詳細に問題点がある。ドイツ国外に所在するソフトウェア開発業務提供者が下請業者を使用した場合、さらに複雑になる。この場合、ドイツ企業とドイツ国外に所在するソフトウェア開発業務提供者間の契約においてのみならず、当該ドイツ国外に所在するソフトウェア開発業務提供者と下請業者間の契約においても、必要な文言を記載しなければならない（期間の制限のない、包括的、排他的及び取消不能の使用権）。下請業者との契約に当該文言が記載されない場合、少なくとも、下請業者部分に割り当

て可能なドイツ企業の支払部分が、ドイツ源泉税の対象となる。ドイツ企業がドイツ国外に所在する当事者から既存のソフトウェア著作権を購入し、かつ当該ソフトウェア著作権の一部が下請業者により作成された場合にも、同様の問題が生じうる。

3. 評価

通達は、ソフトウェア開発業務について及び既存のソフトウェア著作権の購入に関する契約に基づき、2021年6月6日の後に行われた越境支払のドイツ源泉税上の取扱いを明らかにしている点で、有益であることは確かである。基礎となる契約において、ソフトウェアについての、期間の制限のない、包括的、排他的及び取消不能な使用権及び実施権がドイツ企業に付与される旨が定められていれば、ドイツ企業は源泉徴収を行わなくてよい。

そうでない場合、つまりドイツ国外に所在する相手方当事者が契約に基づきソフトウェアに対する一定の権利を保持する場合（たとえごく限定的だとしても）、支払はドイツ源泉税の対象となるため、ドイツ企業は、源泉徴収を行い、連邦中央税務局（以下、「FCTO」）に申告し納税を行わなければならない。但し、相手方当事者が、支払いに係る源泉徴収が不要である旨を確認した、いわゆる源泉税免除証明書を有する場合はこの限りではない。

従って、継続的取引のある納税者は、ドイツ国外に所在する当事者とのソフトウェア開発業務委託契約を見直し、要求される文言（期間の制限のない、包括的、排他的及び取消不能な使用権）が含まれているかを確認することが必要となる。含まれていない場合、納税者は、以後の支払について源泉徴収する必要があるかについて検討する必要がある。この場合、源泉税免除証明書の取得への支援を求めため、取引先に連絡することが必要となる。

4. 注意すべき点

納税者はまた、通達が、2021年6月7日より前、すなわち、ドイツ著作権法のコンピューター著作権に関する規定の改正前に、ソフトウェア開発業務又は既存のソフトウェア著作権の取得のために支払われた報酬には適用されないことについて留意すべきである。著作者の残存権利（すなわち、継続参加権及び取消権）は著作権改正に伴い無効となったが、2021年6月7日までは適用されていたので、2021年6月7日より前に行われた支払については、基礎となる契約に要求される文言（時期に関する制限のない、包括的、排他的及び取消不能な使用権）が記載されているか否かを問わず、ドイツ源泉税の対象となるというのがドイツ税務当局の見解となることが想定される。

上記を踏まえた上で、納税者は、2021年6月7日より前の期間における取引を調査し、ドイツ源泉税に係る納税義務を過去においても遵守していたかを確認すべきことが必要となる。これは、越境ソフトウェア開発業務に対する支払の源泉税上の取扱いが、今後の税務調査における焦点となることが予想されるからである。事前の内部調査により源泉徴収が適切に行われていなかった事例が判明した場合、ドイツ源泉税に係る申告義務を遵守するために必要な措置を遅滞なく講じなければならない。さらに、影響を受けたドイツの納税者もまた、ドイツ国外に所在するソフトウェア開発業務提供者に連絡を取り、未納付であった源泉税が納付された後にFCTOから源泉税の還付を受けるための支援を要請することが必要となる。

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

UAE

現地雇用推進のため企業をサポートする新しい自国民化法を導入

UAE 政府は、労働力の現地化を支援する取組を強化し、従業員に占める UAE 国民の割合を年間 2%ずつ引き上げる義務を含む一連の新しい法令を導入した。主要なものとして、民間企業における自国民化に関する 2022 年人的資源・自国民化大臣決定第 279 号（以下、「2%自国民化法」）、民間企業を 3 つのカテゴリーに分類し異なる優遇措置を適用する 2022 年閣議決定第 18 号（以下、「分類法」）、Nafis スキームにおける給付金を規定する新しい規則が挙げられる。

1. 適用対象

新しい自国民化法は、人的資源・自国民化省（Ministry of Human Resources & Emiratization、以下、「MOHRE」）に登録された企業のみ適用される。自由貿易区（Free Zone）に拠点を置く企業には適用されない。

2. 2%自国民化法の要件

50 人を超える従業員を抱える雇用主は、年間 2%の割合で UAE 国民を採用する必要がある。UAE 国民の雇用割合は、当該企業内の熟練労働者の数に応じて、熟練労働者 50 人に対して 1 人の UAE 国民を採用するものとして、以下のように算出される。

- 0-50 人の熟練労働者に対して、UAE 国民 1 名が最低目標
- 51-100 人の熟練労働者に対して、UAE 国民 2 名が最低目標
- 101-150 人の熟練労働者に対して、UAE 国民 3 名が最低目標
- 151 人以上の場合、50 人ごとに（又は 50 人未満に対して）、UAE 国民 1 名

2026 年までに UAE 国民が労働力の 10%を占めるようにすることが目標とされている。

なお、熟練労働者は、MOHRE により以下のように定義されている。

- 次の 5 つの労働者カテゴリーのいずれかに該当すること：法律制定者・管理職・経営者／科学・技術・人文分野の専門家／科学・技術・人道分野の技術者／執筆の専門家／サービス職及び販売職
- 中等教育（高等学校）より上位の証明書、又はこれに相当する証明書を取得していること
- 労働者証明書（所轄官庁の認証が必要）を有していること
- 労働者の月給が 4,000 AED 以上であること

3. 罰則

必要とされる UAE 国民の雇用割合を下回る企業は、雇用していない UAE 従業員 1 名ごとに、少なくとも月額 6,000 AED の罰金を科される。罰金は 2023 年 1 月 1 日から徴収が開始される（支払わない場合、労働許可証の申請が停止される可能性がある）。罰金は毎年引き上げられる。

2年連続で UAE 国民率を満たさなかった場合、当該企業は分類法上のカテゴリ-3（詳細は下記 4）に降格される。

4. 分類法について

分類法に基づき、企業は大きく 3つのカテゴリ-に分類される。各企業のカテゴリ-は、UAE 国民の雇用割合や、一般的な労働法の遵守、労働力の多様性の促進など、様々な要因によって決定される。各カテゴリ-に該当する企業の特徴は以下のとおりである。

① カテゴリ-1

2021年政令第33号（UAE労働法）及びその施行規則、労働関連の決議・決定、賃金保護制度を完全に遵守していることに加え、追加基準のいずれかを満たしている企業。

追加基準の例としては、UAE 国民の従業員を目標とされる数値の3倍以上の割合で採用することや、Nafis（詳細は下記 5）に協力して年間 500人以上の市民を雇用・育成すること、若い市民が経営する中小企業であることが挙げられるが、これらに限られない。

② カテゴリ-2

UAE労働法及びその施行規則、関連決議・決定を完全に遵守していることに加え、文化的・人口的に多様な労働力を促進している企業。

③ カテゴリ-3

UAE労働法・施行規則、関連決議・決定を遵守していない場合や、人口的・文化的な多様性を促進していない場合、特定の違反行為を行った場合（例えば、UAE 国民の雇用割合を偽った場合や、適正な労働許可証を取得せずに従業員を採用した場合）はカテゴリ-3に分類される。

カテゴリ-の違いは、労働許可証の申請時に MOHRE に支払う手数料に差を生じさせる（カテゴリ-1の企業では 250 AED であるのに対し、カテゴリ-3の企業では 3,450 AED）だけでなく、カテゴリ-3に分類されることは企業が法的義務を遵守していないことを意味し、市場における当該企業の評価に影響を与える可能性がある。

そのほか、分類法では、企業は労働者 1人あたり 3,000 AED の銀行保証を支払うか、あるいは、MOHRE が承認した保険機構に従って各労働者につき保険を掛けることも義務付けられている。

5. Nafis プログラムについて

Nafis プログラムは、UAE 国民が民間企業で専門的なキャリアを積むことを支援することを目的とする。Nafis に登録した雇用主や従業員には、以下のようなメリットが提供される。

UAE 国民従業員についての雇用者年金負担の軽減／キャリアカウンセリングや実習生プログラム／子供 1人につき少なくとも月額 800AED の、UAE 国民への育児補助金／トレーニングプログラムに参加する UAE 国民に対する、月額 4,000 AED から 8,000 AED の経済的支援／民間企業で働く UAE 国民のための給与支援制度（月額 3,000 AED から 5,000 AED）／失業した UAE 従業員への経済的支援。

なお、Nafis への登録は奨励されているが、義務ではなく、あくまで自主的な制度である。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG/ Sustainability

タイ

工場に対する大気汚染物質排出の監視及び報告の義務拡大

工場から排出される大気汚染物質を報告するためのシステムの導入に関する義務を定めた新しい工業省の告示（以下、「新告示」）が、2022年6月10日に公布され、2023年6月11日に発効される予定である。この新告示は、20年以上前に発効された本件に関する告示（以下、「旧告示」）に置き換わるものである。

多くの工場は、国家環境保全推進法（Enhancement and Conservation of the National Environmental Quality Act）に基づく報告及び環境影響評価の書面作成義務を負う。しかし、同法に基づき報告された情報がこれまで工業省には直接提供されていなかったことから、新告示では、工場から排出される大気汚染物質に関する情報をオンライン上で工業省工業局経由で報告するための排出管理システムの導入を義務付けた。これにより、一般市民も、工業局が開発するモバイルアプリケーションを用いて大気汚染物質の排出状況を監視することができるようになる。

新告示における主要な義務は旧告示におけるものと基本的に同様であるが、重大な相違点として、旧告示では適用範囲に限定があるのに対して、新告示はタイ全土の工場に適用される。

新告示の主眼は、火力発電所、石油精製工場、金属精錬工場など大量の燃焼を伴う大規模工場から排出される大気汚染物質を監視することにある。また、新告示は、一定規模のボイラーを使用する工場などにも適用される。

新告示の対象となる既存の工場は、効力発生日から365日以内（2024年6月9日まで）に新告示に適合しなければならない。工場運営者は、工業局に対して最長で2027年12月31日までの適用の延期を申請し実施計画を提出することができる。

[最初のページに戻る](#)

米国

役員報酬と業績の関連性についての開示に関する Regulation S-K 最終改正案

はじめに

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、2022年8月25日、役員報酬と業績の関連性についての開示に関する Regulation S-K 最終改正案（以下、「本改正案」）を公表した。本改正案によると、SEC 登録会社は、2022年12月16日以降に終了する事業年度に関して提出される委任状説明書（proxy statement）又は情報説明書（information statement）において役員報酬と業績の関連性に関する一定の情報開示を求められることになる。

本改正案の概要

米国ウォール街改革及び消費者保護に関する法律（Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）は、SEC に対して、委任状説明書における役員報酬と業績の関連性に関する開示義務を規則化するよう求めている。これに対して、SEC は、2015年にそのような規則案を提案し、2022年1月から当該提案に関する議論を加速させてきた。

本改正案によると、SEC 登録会社（外国民間発行者など一部の者は除外される）は、2022 年 12 月 16 日以降に終了する事業年度に関して提出される委任状説明書又は情報説明書において、named executive officers（CEO、CFO、CEO・CFO 以外で報酬額上記 3 位の業務執行役員など）（以下、「NEO」）に対して支払われた役員報酬と業績の関連性に関する所定の表を付すことが求められる。当該表においては、① 直近 5 事業年度において CEO に支払われた役員報酬の総額及びそれ以外の NEO に対して支払われた役員報酬の平均金額（いずれも企業年金や株式報酬については一定の調整がされる）や、② 開示者及び同業他社の株主総利回り（total shareholder return）、③ 純利益、④ NEO に対して支払われた役員報酬と直近の事業年度における業績との関連性を検討する上で最も重要と開示者が判断する財務指標（株主総利回り及び純利益を除く）の記載が求められる。

また、上記表に加えて、NEO に対して支払われた役員報酬と業績の関連性に関する一定の説明や、役員報酬と業績の関係性に関して開示者が用いる 3 つから 7 つの指標（非財務指標も認められるが、少なくとも 3 つの財務指標が含まれる必要がある）の一覧表も必要である。

本改正案に基づく開示は、Regulation S-K Item 402 に従った役員報酬に関する開示として、株主によるセイ・オン・ペイ（Say on Pay）投票の対象となる。

[最初のページに戻る](#)

EU

EU における再生可能燃料政策の動向

欧州委員会は、RePowerEU⁴パッケージの開始後、非生物起源の再生可能燃料⁵（RFNBO、主に再生可能水素）に適用される規制の枠組み構築を継続している。その中で、再生可能エネルギー指令（RED II、指令（EU）2018/2001）（以下、「RED II」）の下、水素市場に大きな影響を与える 2 つの委任法の法案が発表された。

追加委任法

1 つ目は、電力による RFNBO の製造に適用される、追加要件に関する法律である（以下、「追加委任法」）。この法律は、EU の内外を問わず、電力から製造された水素や燃料が「再生可能である」と認定を受けるための条件を規定するものであり、再生可能燃料の分野において非常に重要である。

現行の法律（RED II）では、製造施設が電気から水素や燃料を製造する場合、製造される RFNBO の割合は、水素や燃料の製造施設がある国の電力網における再生可能電力の平均割合と等しくなるものとされている。電力網における再生可能エネルギー電気の割合が非常に高い EU 加盟国（オーストリアやスウェーデンなど）において、現行法のルールは、単に電力網から取り出した電気を使用する再生可能エネルギー水素または RFNBO の製造者のビジネスモデルの実行可能性を確保するのに十分であると思われる。他方で、系統における再生可能エネルギー電力の割合が低い他の多くの EU 加盟国においてはその実行性を確保するのに十分とはいえず、さらなる法令による後押しが必要であった。そこで、電力を使用して製造された水素が再生可能であると認定される場合の範囲を拡大することを検討し、法案では、水素／燃

⁴ ロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシア産化石燃料への依存を 2022 年末までに大幅に低下させるというロシア産化石燃料依存からの脱却計画。

⁵ 再生可能エネルギーを活用したバイオ以外の自動車用燃料（気体あるいは液体）を指し、一般には再生可能エネルギー水素（いわゆるグリーン水素）と再生可能エネルギー水素から合成された燃料（いわゆる E-Fuel）が含まれると解釈されている。

料製造設備が、「直接接続」設定の場合（水素／燃料製造施設が新しい再生可能エネルギー電力設備に直接接続され、電力システムを使用しない場合）、および「系統接続」設定の場合（燃料／水素製造施設が電力システムに接続されているが、使用される電力は「明らかに」再生可能である場合）、製造された水素／燃料を完全に「再生可能なもの」として認定することができるかとされている。

方法論委任法

2つ目の法律は、非生物起源の再生可能燃料（主に再生可能水素）と再生可能炭素燃料（RCF）の温室効果ガス排出削減量を評価するためのライフサイクル方法論に関するものである（以下、「方法論委任法」）。この法律は、(i) RFNBOとRCFの温室効果ガス削減の閾値を設定し、(ii)あるバッチの再生可能水素がRED IIの要件である温室効果ガス削減率70%を満たしているかを判断する方法論を概説するものである。仮に、ある水素バッチの温室効果ガス排出削減量がこの閾値を満たさない場合、技術的には再生可能水素として認められるが、加盟国の再生可能エネルギーのEU目標にはカウントされず、従って、国レベルでの支援（公的資金、免税など）を受ける可能性は非常に低くなる。

全てのRFNBOとRCFについて、「化石燃料比較物質」（クリーン燃料と比較される化石燃料）からの総排出量は、RED IIのバイオ燃料とバイオリキッドの設定値に合わせて、94gCO₂e/MJとした。この基準点と定義を用いると、温室効果ガス削減の閾値70%は、方法論に基づいて計算されたRFNBOやRCFの使用による温室効果ガスの総排出量が28.2gCO₂e/MJ以下でなければならないという要求に相当すると推論することができる。水素の場合（他のRFNBO/RCFは除く）、これは3.38 tCO₂e/tH₂に相当する。

方法論委任法案の重要なポイントの1つは、炭素回収を用いた産業活動から回収したCO₂を用いたクリーン燃料（RCFs/RFNBOs）の製造を2035年以降に使用することを基本的に禁止している点である。

EUの分類法への影響

原則として、RED IIの「再生可能水素」とEU分類法の「持続可能な水素製造活動」という概念は、別々の法制度に従った別個の概念である。EU法や国内法の下で「再生可能水素」に与えられる利点は、EU分類法の下で「持続可能」な方法で製造された水素には必ずしも適用されず、その逆もまた然りである。特に、EU分類法では、水素や水素燃料の製造は、使用するエネルギーが再生可能でなくても、その製造が分類法に基づく気候委任法の付属書1の3.10節に概説されている温室効果ガス排出の閾値を満たしていれば、「持続可能」とみなすことが可能である。

したがって、RED IIの下で採択され、水素および水素ベースの燃料を再生可能とみなすための要件のみを対象とする追加委任法は、EU分類法に影響を与えないものと予想することができる。しかし、追加委任法は、いずれの水素製造方法（およびその他の水素ベースの燃料）が「持続可能」とみなされるかについてのEU分類法の評価に間接的な影響を与えることが想定される。

実際のところ、EU分類法において水素に適用される法的枠組みとRED IIにおいて水素に適用される枠組みは、間接的に関連している。(i)水素製造活動に適用されるEU分類法のセクションは、その製造活動のライフサイクル温室効果ガス排出量を評価するためのデフォルトの方法論として、方法論委任法を参照しており、(ii)方法論委任法は、「追加委任法に従って完全に再生可能とみなされるRFNBOの製造に用いられる電気には、ゼロという炭素強度を適用すべき」と定めている。このルールは、EU分類法の目的にも適用されるため、追加委任法もEU分類法の目的に関連することになる。

「再生可能」「持続可能」と認定されることの重要性

上記2つの委任法は、「再生可能」または「持続可能」な水素を製造するために、いかなる種類の水素製造プロセスを採用すべきかを決定する基本的な指針となる。RED IIの下で「再生可能」と認定された水素は、直接・間接補助金、免税など、EUと国レベルの様々な公的支援の恩恵を受けることができるようになる。EUの分類法で「持続可能」とされた水素は、分類法規制の報告対象企業の情報開示の向上に貢献し、持続可能な金融の文脈の中で民間資本を使って支援できる。これは、グリーンファンドから恩恵を受けられることを意味する。

したがって、追加委任法および方法論委任法の運用と相違点を理解することは、再生可能水素、持続可能水素、持続可能／再生可能水素ベースの燃料、およびリサイクル炭素燃料の製造を目指すプロジェクトにとっての重要事項であり、また、それらを理解することにより、その規制がもたらす恩恵や財政上の利益を享受することができる。

両法案は、今後、若干の修正を経て採択される予定である。

[最初のページに戻る](#)